

川情審査答申第2号

平成14年4月10日

川口市教育委員会
委員長 青木昭光 様

川口市情報公開・個人情報保護審査会
会長 兼子 仁

川口市情報公開条例第16条の規定に基づく諮問について（答申）

平成13年10月22日付け川教総発第43号により諮問のあった件について、別紙のとおり答申します。

記

「平成13年6月6日実施教育委員会定例会秘密会会議録及び一切の資料」についての部分公開決定に対する不服申立て（諮問第2号）

別紙

諮問第2号

答 申

1 審査会の結論

本件の不服申立てにかかる「平成13年6月6日開催の教育委員会秘密会議の会議録および提出資料一切」のうち実施機関が非公開とした部分（個人の氏名、校名、職名、年齢および経験年数）は、個人の年齢の部分を除いて公開することが妥当である。

2 不服申立ておよび審査の経緯

- (1) 本件の不服申立人〇〇〇〇氏（以下「申立人」という。）は、平成13年7月27日、川口市情報公開条例（以下「条例」という。）6条1項に基づいて、条例上の実施機関である川口市教育委員会に対し、「平成13年6月6日開催の教育委員会秘密会議の会議録および提出資料一切」の公開を請求した。

これに対し、実施機関は、同年8月16日付けで、公開請求のあった公文書のうち、個人の氏名、校名、職名、年齢および経験年数の部分（以下「本件非公開情報」という。）は、条例7条2号および同条5号に該当するとして、これらの部分を非公開とする部分公開決定をした。

- (2) これに対して申立人は、平成13年10月11日、実施機関に対し、同月10日付けで上記部分公開決定処分の取消しを求める不服申立て（異議申立て）をしたので、処分庁は、条例16条に基づいて、同月22日付けで当審査会に諮問した。

- (3) 当審査会の審査に際し、実施機関から、平成13年11月1日付けで理由説明書が提出された。申立人は、これに対し、同月16日付けで意見書を提出した。当審査会は、同年12月26日、実施機関の職員から意見および説明を聴いた。なお、申立人は、口頭意見陳述の申出をしなかった。

3 審査会の判断

当審査会は、審査の結果、以下のとおり判断する。

- (1) 本件非公開情報は、条例7条2号の非公開情報に該当するかどうか。

ア 実施機関は、本件非公開情報は、平成13年度教科書選定委員および同専

門員（以下「選定委員および専門員」という。）の氏名、校名、職名、年齢および経験年数の情報であるが、これらの情報は、個人に関する情報に該当し、かつ、当該個人は公務員であるが、平成14年度の教科用図書の採択は、一部の出版社の教科書に注目が集まったことなどから、市民の関心が非常に高くなり、様々な団体、個人から教育委員の自宅に意見・要望が大量に寄せられたところからしても、選定委員および専門員の氏名等が公表されると、その任期に関係なく、教育委員と同様、意見、要望、問合せなどが殺到し、教職員としての本来の職務に支障が生じ、私生活でも受忍限度を超えて侵害されるおそれがあるから、公開することにより、個人の権利利益を害するおそれがあるものであり、条例7条2号の非公開情報に該当すると主張する。

イ これに対し、申立人は、本件非公開情報は、選定委員および専門員の氏名、校名、職名等であり、これを公にした場合、条例7条2号のただし書ウに規定する「当該公務員の個人の権利利益を害するおそれ」があるかどうかの問題になるが、川口市の『情報公開・個人情報保護制度の手引』では、「当該公務員の個人の権利利益を害するおそれ」とは、「当該公務員個人が危害、監視、脅迫等により、私生活を公務員として受忍すべき限度を超えて侵害されるおそれがある場合」をいうとされており、この場合に該当するか疑問である上、各委員の任期は限定されており、教科書採択が終了した後も実施機関が主張するような懸念が生ずる事態は考えられない旨を主張する。

申立人は、また、教科書採択の決定権を持つ教育委員はともかく、順位や優劣をつけず、ただ専門的見地から資料を作成する専門委員や候補を2ないし3に絞り込む選定委員に、氏名・所属が明らかになっていない段階で意見・要望が殺到することはあり得ないことであり、さらに、住所・電話番号は、一般に知られたくない個人情報として当然非公開であり、私生活に影響を及ぼすことはないことから、本件非公開情報は、条例7条2号の非公開情報に該当しないと主張する。

ウ さて、公文書の公開請求に対し、実施機関が条例7条2号に掲げる情報が記録されていることを理由としてこれを非公開とするためには、その情報が同号本文の情報に該当するとともに、同号ただし書のア、イまたはウの情報のいずれにも該当しないことが必要である。ただし、本件非公開情報は、同

号アまたはイのいずれの情報にも該当しないことが明らかであるから、本件では、同号ただし書ウの情報に該当するかどうかの問題になる。

エ そこで、本件非公開情報は、条例7条2号本文の情報に該当するかどうかについて検討すると、本件非公開情報は、選定委員および専門員の氏名、校名、職名、年齢および経験年数の情報であるが、専門員は、教科ごとに選任され、採択の対象となるすべての教科書について、専門的な見地から調査・研究を行い、報告書を作成し、選定委員会に提出することを職務としている。また、選定委員は、選定委員会の委員として、調査研究機関である専門員および校長の報告書、保護者の意見等をもとに、採択対象教科書について協議、検討し、種目ごとに2種ないし3種程度の教科書を推薦すべき教科書として教育委員会に報告することを職務としている。教育委員会は、選定委員会から推薦された教科書ならびに専門員および校長の報告書等を参考にして、教科書を採択している。

以上の選定委員および専門員の氏名、校名、職名、年齢および経験年数の情報は、その組み合わせにより特定の個人を識別することができる場合があるとして、本件非公開情報が条例7条2号ただし書ウの情報に該当するかどうかについて検討する。

オ まず、本件非公開情報のうち、「選定委員および専門員の年齢」は、選定委員および専門員の職務とは関係のない純然たる個人情報であって、「その職務の遂行にかかる情報」でないから、同号ただし書ウの情報には該当しない。

したがって、本件非公開情報のうち、「選定委員および専門員の年齢」は、条例7条2号本文の情報に該当し、かつ、同号ただし書のア、イまたはウの情報のいずれにも該当しないから、これらを非公開とした実施機関の決定は、妥当であると考えられる。

カ これに対し、「選定委員および専門員の氏名、校名、職名および経験年数」（以下「選定委員および専門員の氏名等」という。）は、条例7条2号ただし書ウの公務員の「職務の遂行にかかる情報」に該当するものと認められる。この場合、当該情報のうち、「当該公務員の職および当該職務遂行の内容にかかる部分ならびに当該公務員の氏名にかかる部分であって公にしても当該公務員の個人の権利利益を害するおそれがないと認められるもの」は、非公開

情報から除かれるので、選定委員および専門員の氏名等がこれに該当するかどうか問題となる。

この点について判断すると、選定委員および専門員の氏名等のうち、「選定委員および専門員の氏名」は、「当該公務員の氏名にかかる部分」に、「選定委員および専門員の校名、職名および経験年数」は、「当該公務員の職にかかる部分」にそれぞれ該当すると考えられる。

キ 問題は、選定委員および専門員の氏名等を公にしても、選定委員および専門員の個人の権利利益を害するおそれがないと認められるかどうかである。

実施機関は、この点について、平成14年度教科用図書採択において、様々な団体、個人から教育委員の自宅に意見・要望が大量に寄せられたことをあげ、選定委員および専門員にも、教育委員と同様、意見、要望などが殺到するおそれがあると主張する。しかし、専門員は、採択の対象となるすべての教科書について、専門的な見地から調査・研究を行い、報告書を作成し、選定委員会に提出することを職務とし、また、選定委員は、選定委員会の委員として、調査研究機関である専門員および校長の報告書、保護者の意見等をもとに、採択対象教科書について協議、検討し、種目ごとに2種ないし3種程度の教科書を推薦すべき教科書として教育委員会に報告することを職務とするものであり、いずれも、教科書採択についての決定権限を有しない者であるから、その自宅に様々な団体、個人から意見、要望などが殺到するとは考えにくい。

また、選定委員および専門員の氏名等を公にした場合、選定委員および専門員の勤務先に意見、要望などが寄せられることがあるとしても、選定委員および専門員に圧力が加えられるなどの場合と異なり、意見、要望などが寄せられるにとどまる場合は、直ちに本来の職務に支障が生ずるとは考えられない。

したがって、選定委員および専門員の氏名等を公にしても、その個人の権利利益を害するおそれがないと認められる。

ク 埼玉県においては、現在、教科書の採択について10の採択地区があり、川口市は、このうちの第1採択地区となっている。平成13年度教科書選定委員および同専門員については、第2採択地区であるさいたま市において、

教科書選定委員（保護者代表を除く。）の氏名および職名ならびに専門員の氏名、校名および職名が公開されている外、第3ないし第10採択地区においても、専門員の名簿（個人の年齢を除く。）が公開されている。また、埼玉県以外にも、選定委員および専門員の名簿を公開している地方公共団体が相当数あることが認められる。そして、これら選定委員、専門員の名簿を公開している埼玉県の他の採択地区および他の地方公共団体において、これらを公にしたことにより、それら選定委員および専門員の個人の権利利益が害されたとの事実は公知ではない。

これらのことからすると、選定委員および専門員の氏名等の公開は、一般的に、選定委員および専門員の個人の権利利益を害するおそれを生ずるものではないと考えるのが妥当である。したがって、川口市においても、選定委員および専門員の氏名等を公にした場合、選定委員および専門員の個人の権利利益を害するおそれを生ずるとは認めがたい。

ケ したがって、選定委員および専門員の氏名等は、条例7条2号ただし書ウの「当該公務員の職および当該職務遂行の内容にかかる部分ならびに当該公務員の氏名にかかる部分であって、公にしても当該公務員の個人の権利利益を害するおそれがないと認められるもの」に該当するから、非公開とすることは認められない。

コ 結論

本件非公開情報のうち、「選定委員および専門員の年齢」は、条例7条2号の非公開情報に該当し、非公開とすることが認められるが、「選定委員および専門員の氏名、校名、職名および経験年数」は、同号の非公開情報に該当せず、非公開とすることは認められない。

(2) 本件非公開情報は、条例7条5号の非公開情報に該当するか。

ア 実施機関は、本件非公開情報は、条例7条5号の「審議、検討、協議に関する情報」に該当し、かつ、今回任命された選定委員および専門員は、今後、再び任命される可能性があり、その氏名等が公開されると、教科書関係業者からの接触が他の教員に対する場合と比較してエスカレートしていくことが十分考えられ、そのような状況になれば、教職員としての本来の職務に支障が生じることはもちろん、今後の採択において、結果として特定の業者が利

益を得たという印象や誤解を市民や他の業者に生じさせることにでもなれば、教育行政に対する信頼の著しい低下を招くことになること、また、選定委員および専門員の氏名等が公表されれば、その任命に際してほとんどの候補者からの就任辞退が予想され、今後の任命における選択の幅を狭くし、教科書採択における適正な意思決定に支障を及ぼすことにつながることから、選定委員および専門員の氏名等を公開することは、今後の教科書採択における適正な意思決定に支障を及ぼすおそれがあると主張する。

イ これに対し、申立人は、選定委員および専門員の任期は限定されている上、専門員は教科書資料の作成が職務であり、意思決定には何ら関与していない立場にあり、選定委員も専門的立場から2、3の候補教科書の絞り込みに関わるのみであり、教科書採択の意思決定に参画する立場にないから、その氏名等を公開しても、教科書採択における適正な意思決定に支障を及ぼすおそれはなく、むしろ、その氏名等が公にされ明朗・公正に各委員が選出されるようになれば、実施機関が懸念する教科書関係業者等の不透明な接触はなくなっていくことになることになると主張する。

ウ 条例7条5号の「審議、検討、協議に関する情報」とは、「意思決定過程において作成または取得した、審議、検討または協議のほか、調査、研究、相談等に関する情報」をいうが、本件非公開情報は、選定委員および専門員の職務が開始される前から存在する情報であり、その職務が遂行される過程で作成または取得した情報ではないから、「審議、検討、協議に関する情報」といえないと考えられる。

エ さらに、本件非公開情報を公にした場合、実施機関がいうように、選定委員および専門員に対する教科書関係業者の接触が増す可能性があるとしても、それによって、直ちに教職員としての職務に支障が生じ、教育行政に対する信頼の著しい低下を招くとは認めがたい。実施機関は、また、氏名等を公にすることにより、その任命に際してほとんどの候補者からの就任辞退が予想され、今後の任命における選択の幅を狭くし、教科書採択における適正な意思決定に支障を及ぼすと主張するが、ほとんどの候補者からの就任辞退という事態が生ずるとはにわかに認めがたい。むしろ、教育に従事する教員であれば、教科書選定に関わることに意義を認め、名誉なことと考えて、選定委

員または専門員への就任を受諾するようにも思われるのであり、実施機関の主張するような事態の発生は容易に想定しがたい。

オ 結論

本件非公開情報は、条例7条5号の非公開情報に該当するとはいえないから、同号に該当することを理由に非公開とすることは認められない。

平成14年4月10日

川口市情報公開・個人情報保護審査会

委員 飯塚肇

委員（会長） 兼子仁

委員 馬橋隆紀